

## 寄附金控除

### 寄附金控除

前年中に下記に対する寄附金を支出し、その合計額の2千円を上回る分に対して税額控除。

※ただし、控除対象となる寄附金額は、総所得金額等の30%までです。

#### 1) 寄附金控除の適用対象

a 都道府県・市区町村に対する寄附金

b 1月1日住所地の都道府県共同募金会・日本赤十字社支部に対する寄附金

#### 2) 税額控除額

$(\text{寄附金額} - 2\text{千円}) \times 10\%$

※ aの寄附金の場合、総務大臣が指定する地方団体への寄附金は上記の算出額に、下記の算出額を加算。

ただし、下記加算額の上限は市・県民税所得割額の20%

$(\text{寄附金額} - 2\text{千円}) \times (90\% - \text{所得税の限界税率})$